

税制改正内容一覧（主だったものを記載）

令和3（2021）年度開始の税制改正

No.	税制改正項目	改正前		改正後				
1	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振替（詳細はNo.2~4）			給与所得控除 公的年金等控除	▲10万円			
				基礎控除	+10万円 （控除額：33万円→43万円）			
2	給与所得控除の見直し	給与等の収入金額（A）		給与所得控除額				
				改正前	改正後			
		162.5万円以下		65万円	55万円			
		162.5万円超180万円以下		A×40%	A×40%－10万円			
		180万円超360万円以下		A×30%+18万円	A×30%+8万円			
		360万円超660万円以下		A×20%+54万円	A×20%+44万円			
		660万円超850万円以下		A×10%+120万円	A×10%+110万円			
		850万円超1,000万円以下			195万円			
1,000万円超		220万円						
3	公的年金等控除の見直し	年齢区分	公的年金等の収入金額（A）	改正前	年金所得控除額			
					改正後			
					公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
					1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
		65歳未満	130万円未満		70万円	60万円	50万円	40万円
			130万円以上410万円未満		A×25%+37.5万円	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円
			410万円以上770万円未満		A×15%+78.5万円	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円
			770万円以上1,000万円未満		A×5%+155.5万円	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円
			1,000万円以上			195.5万円	185.5万円	175.5万円
		65歳以上	330万円未満		120万円	110万円	100万円	90万円
			330万円以上410万円未満		A×25%+37.5万円	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円
			410万円以上770万円未満		A×15%+78.5万円	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円
			770万円以上1,000万円未満		A×5%+155.5万円	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円
			1,000万円以上			195.5万円	185.5万円	175.5万円
4	基礎控除の見直し	合計所得金額		基礎控除額				
				改正前	改正後			
		2,400万円以下		33万円	43万円 （調整控除の人的控除差は5万円）			
		2,400万円超2,450万円以下			29万円 （調整控除の人的控除差は5万円）			
		2,450万円超2,500万円以下			15万円 （調整控除の人的控除差は5万円）			
2,500万円超		適用無し （調整控除も適用無し）						

No.	税制改正項目	対象者	控除内容					
5	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し	事実婚状態を除く全てのひとり親家庭（児童の総所得金額等の合計額が48万円以下に限る）	前年の合計所得金額が135万円以下まで非課税。未婚のひとり親家庭について、ひとり親控除を新設する。控除額は30万円（所得税は35万円）。寡婦控除の特例、寡夫控除の廃止。寡婦控除に500万円以下の所得制限の追加。（控除額は現行の26万円、所得税は27万円。） ※未婚のひとり親であっても、住民票の続柄に『未届の夫妻』がある場合は非該当					
		本人が女性		死別	離別	未婚	死別離別未婚	
		改正後	本人所得（合計所得金額）	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超	
		扶養親族	有	子	30万円（ひとり親）	30万円（ひとり親）	30万円（ひとり親）	なし
				子以外	26万円（寡婦控除）	26万円（寡婦控除）	なし	なし
				無	26万円（寡婦控除）	なし	なし	なし
		本人が男性		死別	離別	未婚	死別離別未婚	
		改正後	本人所得（合計所得金額）	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円超	
		扶養親族	有	子	30万円（ひとり親）	30万円（ひとり親）	30万円（ひとり親）	なし
				子以外	なし	なし	なし	なし
無	なし			なし	なし	なし		
6	所得金額調整控除の創設	対象者	控除内容					
		前年の給与等の収入金額850万円超えの所得割の納税義務者で、以下に該当するもの。 ・23歳未満の扶養親族を有するもの ・特別障害者に該当するもの ・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有するもの	総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除 （給与等収入金額－850万円）×10% ※給与等収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円として計算					
7	所得金額調整控除の創設その2	対象者	控除内容					
		前年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超えるもの。	総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除 給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額					
8	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整	対象者	調整内容					
		配偶者控除・扶養控除	同配及び扶養の合計所得金額要件：38万円以下⇒48万円以下 ※給与収入換算では103万円以下で変わらず					
		配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額要件：38万円超123万円以下⇒48万円超133万円以下 配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引上げ ※給与収入換算では103万円超201万円以下で変わらず					
		勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件：65万円以下⇒75万円以下 ※給与収入換算では130万円以下で変わらず					
		障害・寡婦（夫）・未成年に対する非課税措置	非課税措置の合計所得要件：125万円以下⇒135万円以下 ※給与収入換算では約204万円以下で変わらず					
		非課税限度額	基準額に10万円を加算 ※給与収入換算では変わらず（単身の場合100万円） 【均等割】 合計所得金額≤35万円（扶養数+1）+10万円+21万円（扶養いる場合） 【所得割】 総所得金額等≤35万円（扶養数+1）+10万円+32万円（扶養いる場合）					
		青色申告特別控除（65万円控除）	控除額：65万円⇒55万円 ※基礎控除との控除合計額は98万円が変わらず ※電子申告等の要件を満たした場合は、見直し後の控除額を65万円とする特例を創設					
家内労働者等の事業所得等の所得割計算特例	必要経費に算入する金額の最低保証額：65万円⇒55万円 ※基礎控除との控除合計額は98万円が変わらず							
9	控除証明書の手続の電子化	制度内容						
		生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別税額控除を受けるために提出する支払証明書及び借入金残高証明書について、所得税の年末調整と同様に証明書を電子的方法で提出することができる。						
10	中止等されたイベントチケットの払い戻しに関する控除の創設	制度内容						
		文化庁、スポーツ庁、市区町村の指定する中止等となった文化芸術・スポーツイベントのチケット等に関する払戻請求権を放棄した場合に、辞退した金額のうち20万円までの金額について、寄附金控除又は所得税額の特別控除を受けることができる。						
11	住宅ローン控除の適用要件の弾力化	制度内容						
		消費税増税の緩和措置として、令和元年10月から令和2年12月31日に居住開始した場合に、住宅ローン控除の適用期間を10→13年に延長したが、新型コロナウイルスの影響により入居がおくれた場合も、本制度を適用できる。						